

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 法人税  
更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国（札幌中税務署長）

平成26年8月26日棄却・不受理・確定

（控訴審・札幌高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年12月24日判決、本資料  
263号－238・順号12362）

第一審・札幌地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年6月20日判決、本資料2  
63号－113・順号12237）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項  
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる  
法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ  
ない。

平成26年8月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎 敏充

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

## 当事者目録

|           |          |
|-----------|----------|
| 上告人兼申立人   | 有限会社A    |
| 同代表者取締役   | 甲        |
| 同訴訟代理人弁護士 | 村松 弘康 ほか |
| 被上告人兼相手方  | 国        |
| 同代表者法務大臣  | 谷垣 禎一    |
| 同指定代理人    | 山門 由美    |